

令和5年度 第2回 霧島市働く女性の家運営委員会

日時 令和6年3月21日（木）

13：30～15：00

場所 霧島市働く女性の家

2階研修室（洋室）

会 次 第

1. 会長あいさつ
2. 共同参画シティズンシップ霧島との意見交換会
3. 議事
 - (1) 第1回運営委員会の質疑に対する追加説明
 - (2) 運営方針等の見直しにあたっての課題整理及び協議
4. その他
 - ・第3回運営委員会について

令和4年度 部屋別・時間帯・曜日別の利用状況（稼働率）

区分	研修室（和）			研修室（洋）			会議室			相談室			調理実習室			軽運動室		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
開館日数 ※(土)の夜間なし	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243
利用実績（日）	110	54	0	23	22	0	70	109	30	91	60	1	2	2	0	252	247	150
稼働率	37.5%	18.4%	0.0%	7.8%	7.5%	0.0%	23.9%	37.2%	12.3%	31.1%	20.5%	0.4%	0.7%	0.7%	0.0%	86.0%	84.3%	61.7%

曜日別 利用内訳	月	0	0	0	2	1	0	3	15	0	24	29	0	0	0	0	37	23	0	
	火	0	0	0	1	3	0	23	24	0	13	0	0	0	0	1	0	44	39	39
	水	3	0	0	13	2	0	11	6	0	7	11	0	1	1	0	32	48	48	
	木	40	2	0	1	0	0	22	1	23	35	7	0	1	0	0	45	47	19	
	金	37	44	0	6	0	0	2	47	7	12	13	1	0	0	0	46	44	44	
	土	30	8	—	0	16	—	9	16	—	0	0	—	0	0	—	48	46	—	
	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市人口から見る利用割合

区分	人口 (R5.4.1現在)	R4 利用人数	対人口 利用割合	うち男性利用人数及び割合		
				人数	対人口	対利用人数
霧島市働く女性の家	122,365	9,468	7.7%	237	0.2%	2.5%
鹿児島市勤労女性センター	587,699	34,798	5.9%	916	0.2%	2.6%
鹿屋市勤労者交流センター	98,419	18,727	19.0%	2,462	2.5%	13.1%
始良市働く女性の家	76,661	15,563	20.3%	552	0.7%	3.5%
いちき串木野市働く女性の家	26,309	7,380	28.1%	230	0.9%	3.1%

※人口：鹿児島県推計人口（県総合政策部統計課）

運営方針等の見直しに向けての協議項目

【運用面（ソフト）】

- 1 設置目的
- 2 施設の名称
- 3 利用者の範囲
- 4 開館時間
- 5 休館日
- 6 使用料
- 7 減免規定 等

【施設面（ハード）】

- 1 サイン（名称看板）改修
- 2 更衣室 ※男性用なし
- 3 トイレ（洋式化含む。）
- 4 バリアフリー対応
（ユニバーサルデザイン）
- 5 駐車場 ※増設不可
- 6 ICT設備・Wi-Fi環境 等

名称変更等に伴う補助金の取扱いについて

名称変更等において、利用者の拡大を図るために、男性等へも対象を広げる場合、「望ましい基準」に抵触しなければ、補助金返還の必要はない。（厚生労働省回答）

○働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準（抜粋）
（利用者）

第7条 働く婦人の家は、女性労働者に利用させるものとする。
ただし、女性労働者の利用に支障がない限り、女性労働者以外の者にも利用させるものとする。
→ 従来の利用者に不利益が生じないようにする。

これまで...

法整備の経緯

勤労婦人福祉法（現在の男女雇用機会均等法）に基づき、女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るための施設として設置。

昭和47年（1972年）「勤労婦人福祉法」施行 ※「働く女性の家」の設置←努力義務

昭和61年（1986年）改正施行「男女雇用機会均等法」

※「働く女性の家」の規定は文言修正のうえ、そのまま引き継がれた。

平成4年（1992年）「育児休業法」施行

平成7年（1995年）「改正育児休業法」施行

→「男女雇用機会均等法」から「働く女性の家」の規定は削除されたが、現に設置されているものについては、なお効力を有するとされた。

※「改正育児休業法」において、地方公共団体が必要に応じ設置（勤労者家庭支援施設）←努力義務

平成11年（1999年）「男女共同参画社会基本法」施行

条例施行規則上の実施事業

- (1) 職業に関する相談及び指導
- (2) 職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催
- (3) グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与
- (4) その他女性労働者の福祉を増進するために必要な事業

第3次霧島市男女共同参画計画（抜粋） 令和5（2023）年3月策定

【基本目標】

性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、次の基本目標を設けます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

【重点課題】

第2次霧島市男女共同参画計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点課題」を設定します。

重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点課題3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点課題5 生涯を通じた一人ひとりの健康の保持・増進

重点課題6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

今後の運営方針（案）

これまででは、趣味や心身のリフレッシュによる「余暇の充実」を図る目的での利用・講座の開催が主であったが、今後は、外国人等を含む全ての勤労者を対象とし、技術や能力の向上及び就労支援にも目を向け、現に働いている方のほか、これから働く方のために、スキルアップ（職業能力向上）やファミリーサポート（介護・子育て）などの職業・生活支援を推進し、各事業については、男女共同参画の視点も踏まえながら施設の利用促進を図っていくこととする。

これからの施設が目指す姿（コンセプト）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のために…

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に寄与する施設

設置目的、施設の名称、利用者の範囲、実施する事業

区分		現行		見直し案	
1	設置目的	女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るために設置		労働者及び勤労者家庭の福祉の増進を図るために設置	
2	施設の名称 (愛称)	霧島市働く女性の家 (なし)		霧島市〇〇センター	
3	利用者の範囲 (対象者)	A	本市に住所を有する女性労働者	A	本市に住所を有する労働者
		B	市内事業所で働く女性労働者	B	市内事業所で働く労働者
		C	本市に住所を有する勤労者家庭の女性	C	本市に住所を有する勤労者家庭の家族
		D	A～Cに掲げる女性の団体	D	A～Cに掲げる団体
		E	A～D以外の個人・団体	E	A～D以外の個人・団体
4	実施事業	(1)	職業に関する相談及び指導	(1)	職業に関する相談及び指導
		(2)	職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催	(2)	職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催
		(3)	グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与	(3)	グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与
		(4)	その他女性労働者の福祉を増進するために必要な事業	(4)	その他労働者の福祉を増進するために必要な事業

開館時間、休館日

区分		現行	見直し案
5	開館時間	月～金曜日：午前9時～午後9時	__～__曜日：午前__時～午後__時
		土曜日：午前9時～午後5時	__曜日：午前__時～午後__時
6	休館日	日曜日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	__曜日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

県内類似施設の状況

施設名	運営	開館	開館時間	休館日	使用料
霧島市働く女性の家 〔商工観光施設課〕	直営	S62	月～金：午前9時～午後9時 土：午前9時～午後5時	日曜日 祝日 年末年始	減免規定あり ※講座は有料
鹿児島市勤労女性センター （さんは～と鹿児島） 〔生涯学習課〕	指定 管理	S55	月～金：午前9時～午後9時 土：午前9時～午後5時	日曜日 祝日 年末年始	全て無料
鹿屋市勤労者交流センター 〔商工振興課雇用推進係〕	直営	S57	月～土 午前8時30分～午後10時	日曜日 祝日 年末年始	減免規定あり（登録グループは月3回まで免除）
始良市働く女性の家 〔商工観光課〕	指定 管理	S61	火～土：午前9時～午後9時 日：午前9時～午後5時	月曜日 祝日 年末年始	全て有料 ※講座は無料
いちき串木野市働く女性の家 〔福祉課障がい者支援係〕	指定 管理	S55	火～土：午前9時～午後9時 日：午前9時～午後5時	月曜日 祝日 年末年始	全て無料

鹿児島市関連施設

施設名（愛称）【所在地】〔所管〕	設置目的	運営	使用料	減免規定	開館時間	休館日
鹿児島市勤労女性センター （さんは～と鹿児島） 【鴨池二丁目31番15号】 〔教育委員会事務局教育部生涯学習課〕	勤労女性及び勤労者家庭の女性の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進に寄与するため。	指定管理	全て無料	—	月～金：午前9時～午後9時 土：午前9時～午後5時	日曜日 祝日 年末年始
鹿児島市勤労者交流センター （よかセンター） 【中央町10（キャンセビル7・8階）】 〔産業局産業振興部雇用推進課〕	勤労者の余暇活用の充実と相互の交流を促進するため。	指定管理	有料	あり	午前9時～午後9時 ←市主催、70歳以上、各種手帳所持者は免除、 その他減免規定あり	年末年始
鹿児島市男女共同参画センター （サンエールかごしま内） 【荒田一丁目4番1号】 〔市民局人権政策部男女共同参画推進課〕 ※生涯学習プラザとの複合施設	男女共同参画に関する学習機会の提供、活動の支援等を行うことにより、男女共同参画社会の形成を促進するため。	直営	有料	あり	火～土：午前9時30分～午後9時30分 日曜・祝日：午前9時30分～午後6時 ←市主催、70歳以上、各種手帳所持者、登録 団体等は免除、その他減免規定あり	月曜日 年末年始

その他関連施設（県内）

施設名【所在地】〔所管〕	設置目的	開館時間	休館日
鹿児島県男女共同参画センター （かごしま県民交流センター内） 【鹿児島市山下町14-50】 〔総務部男女共同参画局男女共同参画推進課〕	県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的な施設として置く。	午前9時～午後5時 ※相談室について、火曜日は午前9時～午後8時	月曜日 年末年始
薩摩川内市男女共同参画センター （川内駅コンベンションセンターSSプラザせんだい内） 【薩摩川内市平佐一丁目18】 〔未来政策部コミュニティ課生涯学習・ひとみらい政策G〕	男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画に関する学習機会の提供、活動の支援等を行うために設置。	午前9時～午後5時	日曜日 第3月曜 年末年始
日置市男女共同参画センター 【日置市伊集院町徳重439-8】 〔総務企画部企画課国際交流・男女共同参画係〕 ※旧「日置市女性センター銀天街」 （令和5年7月1日～名称変更）	男女共同参画を推進する事業を実施するために設置。	開館日：日曜日・水曜日・金曜日 午前10時～午後4時	月・火 木・土 祝日・お盆 年末年始

使用料、減免規定

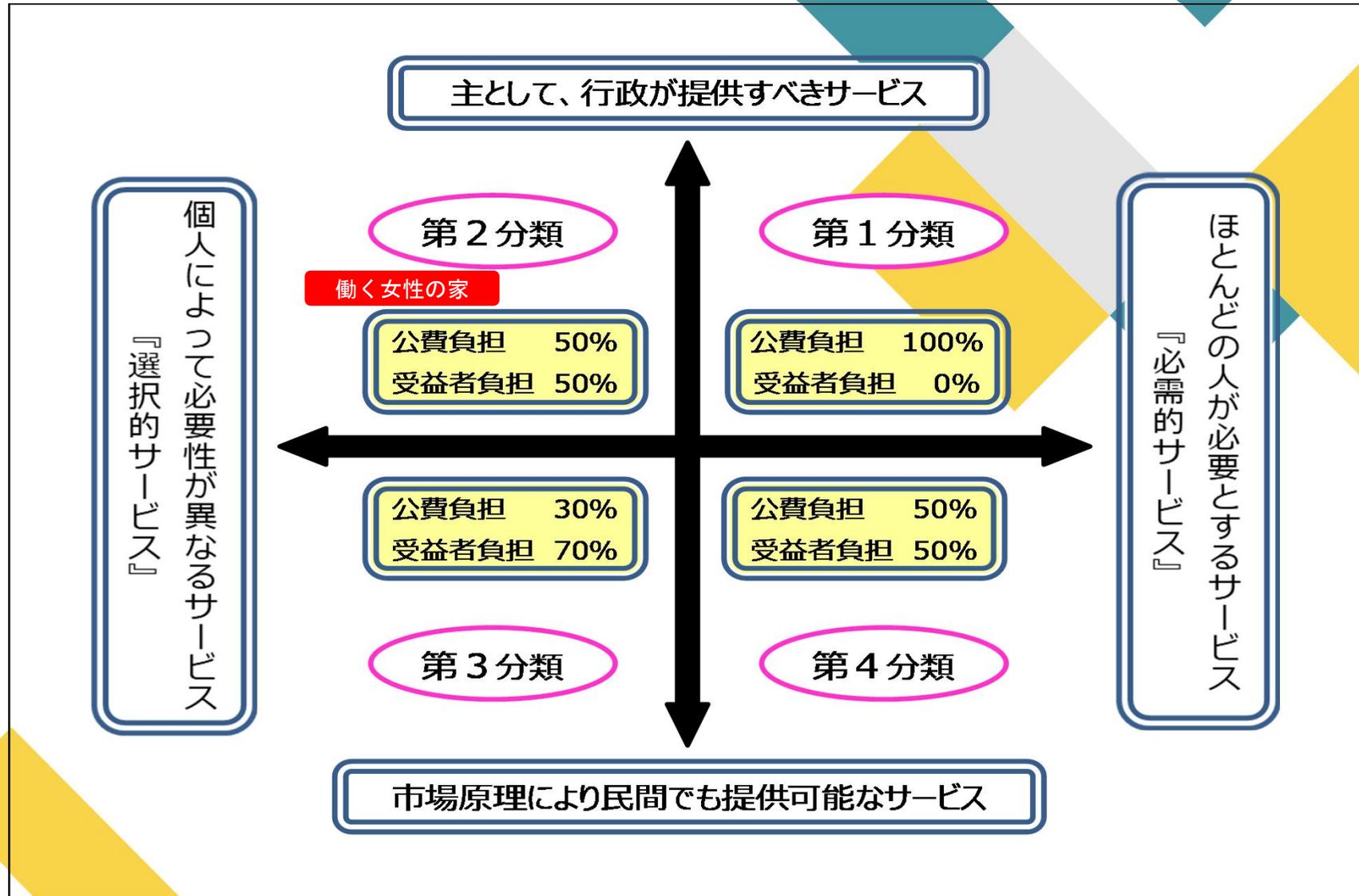
区分		現行			見直し案		
7	基本使用料 (1時間につき)	(1)	会議室	140円	(1)	会議室	140円
		(2)	相談室	140円	(2)	相談室	140円
	※令和5年4月 1日改定	(3)	研修室(和室)	250円	(3)	研修室(和室)	250円
		(4)	研修室(洋室)	250円	(4)	研修室(洋室)	250円
		(5)	軽運動室	280円	(5)	軽運動室	280円
		(6)	調理実習室	200円	(6)	調理実習室	200円
8	減免規定	a	本市に住所を有する女性労働者【免除】		a	本市に住所を有する労働者【 】	
		b	市内事業所で働く女性労働者【免除】		b	市内事業所で働く労働者【 】	
		c	本市に住所を有する勤労者家庭の女性【免除】		c	本市に住所を有する勤労者家庭の家族【 】	
		d	a～cに掲げる女性の団体（a～cが構成員の半数以上であること）【免除】		d	a～cに掲げる団体（a～cが構成員の半数以上であること）【 】	
		e	市、市の機関が主催・共催【免除】		e	市、市の機関が主催・共催【免除】	
		f	市、市の機関が後援 【1/2以内の減額または免除】		f	市、市の機関が後援 【1/2以内の減額または免除】	

公民館との比較

区分	設置目的	使用料（1時間につき）	減免規定
働く女性の家	女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るために設置。	会議室（35㎡） 140円 相談室（21㎡） 140円 研修室（和）77㎡ 250円 研修室（洋）96㎡ 250円 軽運動室（252㎡） 280円 調理実習室（88㎡） 200円	① <u>本市に住所を有する女性労働者【免除】</u> ② <u>市内事業所で働く女性労働者【免除】</u> ③ <u>本市に住所を有する勤労者家庭の女性【免除】</u> ④ <u>a～cに掲げる女性の団体（a～cが構成員の半数以上であること）【免除】</u> ⑤ <u>市、市の機関が主催・共催【免除】</u> ⑥ <u>市、市の機関が後援【1/2以内の減額または免除】</u> ⑦ <u>その他市長が認めた場合【減額または免除】</u>
公民館	住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置。	【国分公民館】 小会議室（58㎡） 140円 中研修室（65㎡） 250円 体育館（487㎡） 280円 調理実習室（119㎡） 200円	① <u>社会教育団体が使用する場合【免除】</u> ② <u>関係地域団体が使用する場合【免除】</u> ③ <u>市、市の機関が主催・共催【免除】</u> ④ <u>市、市の機関が後援【1/2以内の減額】</u> ⑤ <u>その他教育委員会が認めた場合【減額または免除】</u>

公の施設の性質別負担割合の考え方

- ① 第1分類
専ら行政が提供するサービスで、市民の大半が利用する必需的な公共サービス
例：道路、公園、学校、消防など
- ② 第2分類
民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービス
例：公民館（会議室等）、文化ホール、体育館、運動場など
- ③ 第3分類
民間でも同種類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービス
例：プール、トレーニングルーム、温泉施設など
- ④ 第4分類
民間でも提供されているが、市民に必要とされる社会保障的要素を含むサービス
例：市営住宅、火葬場など



減免規定を見直した場合の使用料収入見込み

区分	R 2	R 3	R 4
実績 ※利用者の約9割免除	14,340	49,110	63,660
半額免除	340,415	331,880	340,005
免除なし（全額徴収）	680,830	663,760	680,010